

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律
附則第7条等に基づく国土交通大臣が指定する型式を定める告示の制定について

1. 制定の経緯

MARPOL条約附属書Ⅵでは、船舶から放出される窒素酸化物等の排出ガスによる大気汚染の防止のための規制（以下「排出規制」という。）を定めており、我が国は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）等において取り入れ、排出規制を行っているところである。

海防法における排出規制の対象となる原動機は、適用日*以降に建造される船舶に設置されたものとされており、適用日以前に設置された原動機については適用除外とする附則（平成16年海防法附則第7条）が設けられている。

（※適用日：国際航海船舶平成12年1月1日 その他の船舶平成17年5月19日）

しかしながら、環境保全の観点から、特定の改造方法（以下「基準適合改造」という。）によって排出規制を達成しうる原動機については、排出規制の対象とするようMARPOL条約附属書Ⅵの改正がなされたことを受け、当該原動機については窒素酸化物の排出規制を適用とする海防法改正を平成22年に行ったところである。

この改正により、平成2年から平成11年までの間に建造された国際航海に従事する船舶に設置された原動機に対する基準適合改造の方法について、MARPOL条約締約国の主管庁が認証し、当該認証をIMOに通知した日（以下「起算日」という。）から1年以後の最初の定期検査の開始日に当該原動機は排出規制の対象になることとなった。

今般IMOに対し、デンマーク及びドイツより、同国の原動機製造者が製造した原動機に対する基準適合改造の方法を認証をした旨の通知がなされたことを受け、新たに規制対象となる基準適合改造可能な原動機（以下「指定原動機」という。）を指定し、起算日を定める告示を行う。

2. 制定の概要

（1）指定原動機の指定

デンマーク（起算日：平成22年10月5日及び平成23年8月11日）及びドイツ（起算日：平成23年2月4日）より、基準適合改造の方法が認証された原動機を指定原動機として指定する。

（ただし、告示で指定された型式の原動機であっても製造時からの仕様変更、改造等（過給器の交換等）により、認証された方法による基準適合改造の実施が困難なものについては除外することとする。）

（2）排出規制の起算日の指定

海防法附則（平成22年附則第6条）の規定に基づき、各指定原動機の排出規制の適用開始の起算日を定める。

※指定原動機が排出規制の対象になる日は、起算日から1年以後の定期検査開始日であると規定されており、その起算日を告示で定める旨が海防法の附則で定められている（平成22年附則第6条）。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成23年10月5日
施 行 : 公布の日